

## 議第30号

### 滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例

滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 滋賀県立美術館条例

第1条中「滋賀県立近代美術館」を「滋賀県立美術館」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「滋賀県立近代美術館協議会」を「滋賀県立美術館協議会」に改める。

#### 付 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 次に掲げる条例の規定中「滋賀県立近代美術館」を「滋賀県立美術館」に改める。
  - 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例（平成28年滋賀県条例第16号）第2号
  - 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）第2条第2項第3号
  - 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第2条第2項第3号および第18条第2項
  - 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第50条第3項
  - 滋賀県文化振興基金条例（平成23年滋賀県条例第10号）第6条第2項
- 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第74号および別表第28中「近代美術館観覧料」を「美術館観覧料」に改める。

